

用語の解説等

Q 1 : 都市計画道路の見直しをする目的は何ですか？

A 1 : 見直しの背景を踏まえ、長期未整備都市計画道路の見直しの目的を整理すると、以下のとおりです。

- (1) 社会状況の変化を踏まえ、現時点における都市計画道路の必要性を再検証する。
- (2) 見直すべき路線については、その理由を明確にし、適切な見直しを行う。
- (3) 見直しの過程を透明にし、住民に適時適切に情報提供を行うことにより、行政としての説明責任を果たす。

Q 2 : 何故、当初都市計画決定後 20 年以上経過した路線を、見直しの対象としたのですか？

A 2 : 都市計画道路は、おおむね 20 年後を計画の目標として決定されています。このため、当初都市計画決定後 20 年以上経過した路線については、社会状況等の変化を踏まえ、現時点でその必要性を再検証するものです。

Q 3 : 都市計画道路は、どのくらい整備されているのですか？

A 3 :

	決定路線数	決定総延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
埼玉県全域	1,492	2,858.4	1,402.9	49.1
三郷市	29	49.6	22.1	44.6

* 平成 17 年 4 月 1 日現在

Q 4 : 第 1 段階の作業で選定された「再検証路線*」とは、どのような路線ですか？

A 4 : 当初都市計画決定後 20 年以上経過し、かつ未整備の区間を含む路線です。

「再検証路線*」となった路線は、第 2 段階の作業に進みます。

→三郷市では、「3・4・21草加彦成線」と「3・4・33浦和流山線」が
「再検証路線」として第 2 段階の作業に進みました。

Q 5 : 第2段階の作業で選定された「見直し候補路線※」とは、どのような路線ですか？

A 5 : 9つの評価項目による再検証を行った結果、現時点における都市計画道路の必要性に変化が生じている路線です。

「見直し候補路線※」となった路線は、第3段階の作業に進みます。

(評価項目)

「まちづくりの将来像の変化」「関連事業の動向・変化」「周辺道路等の整備状況」

「希少な動植物の存在」「歴史・文化・観光資源の存在」「法令の改正」

「都市化の状況」「地形的制約」「その他」

→三郷市では、「見直し候補路線」に該当する路線はありませんでした。

そのため、第3段階の作業は行わないことになります。

Q 6 : 第3段階の作業で選定される「見直し路線※」とは、どのような路線ですか？

A 6 : 「見直し候補路線※」を対象として、交通量解析などの定量的な検討を行い、総合的な判断により、見直しが必要とされた路線です。

「見直し路線※」については、住民との合意形成、関係機関協議などを進め、変更・廃止に向けた都市計画の手続きを行います。

→三郷市では、「見直し候補路線」に該当する路線はありませんでしたので、「見直し路線」につきましても該当する路線はありませんでした。

Q 7 : 「存続路線※」とは、どのような路線ですか？

A 7 : 都市計画道路の必要性を再検証した結果、見直しの必要がないため、従来の計画を継続する路線です。

存続となった路線については、地域の特性を踏まえて、路線がどのような機能を持ち、地域に寄与するのかについて再確認します。

→三郷市では、第2段階の作業の結果、「3・4・21草加彦成線」と「3・4・33浦和流山線」につきましては、円滑な交通機能の確保や良好な都市環境の形成に寄与する市の基軸道路ありますことから、「存続路線」になりました。

Q 8 : 平成18年度以降は、どのように見直し作業を進めるのですか？

A 8 : 平成18年度は、第3段階の作業として、交通量解析などの定量的な検討、上位計画との整合等を踏まえ、総合的な判断により、「見直し路線※」を選定します。

平成19年度以降は、「見直し路線※」となった路線について、住民との合意形成、関係機関協議などを進め、変更・廃止に向けた都市計画の手続きを行います。

なお、都市計画道路の見直し作業は、おおむね5年ごとに行うこととしております。

→三郷市では、第3段階の作業を行う路線はありませんでしたので、平成18年度の第3段階の作業及び、平成19年度以降の作業につきましても行わないことになります。

なお、都市計画道路の見直し作業につきましては、埼玉県と連携を図りながら、おおむね5年ごとに行うこととしております。

※の付いた用語は、埼玉県の「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」で定義したものです。